

～立会事務官として～

1. 真相解明と社会正義の実現

私は、40歳代の検察事務官で、現在は、検察官（検事）の立会事務官として勤務しています。

刑事訴訟法という法律の第1条には、「…事案の真相を明らかにし、…」、「刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現する」という文言がありますが、立会事務官の仕事は、「検察官と一緒に、一つ一つの刑事事件の真相を明らかにすること」により、「社会正義を実現すること」です。

具体的には、「検察官が行う捜査や公判（裁判）に関する仕事のサポート」をして、「罪を犯した人を適正に処罰して、皆さんが安心して暮らせる社会にすること」が仕事です。

2. 立会事務官の仕事

(1) 捜査

検察官は、警察などから書類が送られてきた事件（いわゆる「書類送検」された事件）について、事件の真相を明らかにする証拠を集めるために、被疑者（犯人とされている人）の取調べを行ったり、事件の関係者（被害者や目撃者など）から話を聞いたり、必要な照会をしたり、場合によっては実際に事件現場に赴くなどの捜査を行います。

それらの捜査を踏まえて、検察官は、その事件の被疑者を、起訴するか不起訴にするか（刑事裁判にかけるとは、かけないのか）の判断をします。

立会事務官は、検察官がこの判断をスムーズに行えるように、サポートをしています。

（サポート例）

①事件の関係者から話を聞く場合

- ・ 警察等捜査機関との調整
- ・ 関係者に連絡を取って、捜査への協力をお願いする
- ・ 実際に事情聴取する日について、日程調整する
- ・ 事情聴取に立ち会い、供述調書の作成（検察官が話す内容をタイピング）
- ・ 事件の処分結果について、希望があれば通知する

②事件現場に行く場合

- ・ 現場の詳細な場所を地図で確認
- ・ 交通手段の検討、必要があれば出張手続
- ・ 日程調整（取調べ等で忙しい中、スケジュールを調整）
- ・ 現場に行き、必要があれば写真を撮影するなどして、報告書を作成

③ その他

- ・ 起訴状などの裁判所に提出する書類の作成補助
- ・ そのほか、検察官の作成した書類の点検

(2) 公判（裁判）

検察官は、起訴された事件の裁判について、被告人（起訴された被疑者）に適正な刑罰を受けさせるために、被告人が有罪であることの立証活動（証拠を裁判所に示すこと）を行います。

立会事務官は、この立証活動のサポートをしています。

（サポート例）

- ・ 裁判所に証拠として提出する書類等の作成補助
- ・ 証人として、裁判に出てもらう人とのいろいろな調整
- ・ 裁判所、弁護人とのいろいろな調整

(3) その他

検察庁では、前記に加えて、被害者保護や、再犯防止にも積極的に取り組んでおり、これらについても立会事務官がサポートをしています。

（サポート例）

- ・ 被害者と接する際の配慮（連絡方法、来庁時の対応、事情聴取時の対応など）
- ・ 再犯防止のために、保護観察所等関係機関との協議・調整

3. 立会事務官のやりがい

立会事務官のやりがいと言えば、やはり、「法律の専門家である検察官と二人三脚で、事件の真相を明らかにすること」ではないでしょうか。

- ① 検察官と立会事務官は、上司部下の関係というよりは、パートナーの关系到に近いものがあります…というのも、検察庁の業務は前記以外にもたくさんありますが、検察官はその全てを完璧に把握しているわけではありません。

特に検務部門や事務局部門の業務内容については、検察事務官の方がはるかに詳しく把握しているため、このときは立会事務官が積極的に検察官をリードする必要があります。

- ② 事件の真相を解明するためには、いろいろな視点から、証拠を一つずつ読み解いていく必要があります。

そのようなときに、検察官とは違う視点で事件を見ることができる立会事務官の役割は、非常に重要なものとなりますし、検察官と立会事務官がお互いに自由に意見交換することによって、事件の真相に近づけることは多々あります。

このように、検察官と立会事務官は、お互いにフォローをしつつ、事件の真

相説明に向けて日夜励んでいます。

その結果、一つの事件の真相を解明し、適切な刑事処分を遂げることができたときは、検察官と一緒に仕事できたという達成感と、自分が検察庁職員であることに強い誇りを感じることができるのです。

4. 理想を目指して

最後に、私が目指す検察事務官の在り方を表す一文を紹介します。

検察庁で勤務する職員の基本的理念をまとめた「検察の理念」に記載されている文言です。

私が検察事務官になって約 20 年…まだまだ凹むこともたくさんありますが、それでも理想の検察事務官を目指して、仕事に励んでいます。

この記事を読んで、一人でも多くの方が、検察庁に興味を持っていただき、また、検察庁の仕事への理解を深めていただければ幸いです。

「使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。」

(検察事務官 男性)